

○施策プロセスの見える化 会議の概要

第1回此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり協議会（令和3年12月1日開催）

会議名

第1回此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり協議会

実施日

令和3年12月1日

概要

時間：15時から17時まで

場所：大阪港湾局 第8・9会議室

出席者：協議会規約のとおり

議事次第及び議事概要：

・開会

協議会については、協議会の意義や目的、今後の此花西部臨港緑地エリアの水辺賑わいづくりに関し、広く周知し理解をいただくため、冒頭のあいさつ、出席者の自己紹介、協議会にかかる設立の目的についての説明に関して公開。

また、それ以降の審議、検討、協議については、出席者による率直な意見の交換、また検討途中の情報が第三者に思わぬ不利益を及ぼすことを考慮し、非公開。

・あいさつ

大阪市 此花区長より、協議会設立の目的やこれまでの経緯の紹介を含め、あいさつ。

・出席者自己紹介

各委員より自己紹介。

・協議会設立の目的について

此花区より説明。

・議 事

(1)協議会規約（案）等について

協議会規約（案）に基づき説明。

(2)協議会事務局について

府域全体において、広くまちづくりのコーディネート等の支援事業を行っている大阪府都市整備推進センターを事務局に選任することを決議。

(3)河川敷地等の占用主体について及び(4)部会の設置について

占用主体については、一級河川旧淀川（堂島川）の河川区域内の中之島バンクスにおいて区域指定を受け、占用主体として河川敷の環境保全・魅力向上事業に取り組むなど、水辺における賑わいづくりに経験とノウハウをある大阪府都市整備推進センターとなることを決議。事業スキームとその進め方を説明。

また、事業者の公募・選定作業を円滑に進めるため、有識者からなる審査部会を設置し、公募要項等の審議や事業者の選定審査を行うことを決議。

審査部会規約の内容を説明。審査部会では、事業者の募集・選定等の審査に加え、事業が始まってからの恒常的な利用に係る評価、その他本エリアの利用推進に必要な事項の審査を行う。

(4)此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり構想（素案）について

構想（素案）について説明。

【主な意見】

- ・此花西部臨港緑地エリアにかかる景観への配慮については、樹木や色味などに一体感・統一感のあるものにする必要がある。
- ・此花区北側の住民が本エリアに行くためのアクセス（バス路線など）が必要である。
- ・地域に根ざした拠点の形成事業として、此花区の地域との連携の具体的な提案が必要。
- ・景観に配慮した一定のコンセプトに基づくデザインルールに対する意見を、協議会の場で多めに発案・意見交換していくべき。
- ・万博終了後も本エリア全体で利用者が利用できる仕組みをベースに考えていく必要がある。ユニバーサルシティ駅から桜島駅まで利用者が常に歩ける仕組みをお願いしたい。
- ・現在の本エリアは商業施設が少ないように感じるため、訪れた人をその後どのように留めるのかが重要。
- ・此花区の西九条地域など一部地域からはアクセスできるが、それ以外の地域などからのアクセスは課題。此花区内からのアクセスも一緒に考えていただけたら。

(5)その他（次回開催等、今後の予定について）

第2回協議会は、12月24日（金）10:00から開催。

また、12月15日（水）10:00から第1回審査部会を開催し、運営規則、事業者選定方法等を検討する予定。

第2回協議会は、第1回審査部会の報告や構想（素案）のとりまとめ、本エリアの都市再生特区の指定要望書の審議等を予定。